

周南市徳山駅前広場等条例施行規則をここに公布する。

周南市長 藤 井 律 子

周南市徳山駅前広場等条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、周南市徳山駅前広場等条例（令和4年周南市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

2 この規則において「協定広場区域」とは、条例第3条第2項に規定する駅前広場等の区域のうち、市と鉄道事業者（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第7条第1項の鉄道事業者をいう。以下同じ。）が締結した協定等に基づいて管理する区域をいう。

(使用の手続)

第3条 条例第7条第1項の規定による使用の許可（以下「使用の許可」という。）を受けようとするものは、周南市徳山駅前広場等使用許可申請書（兼減免申請書）（別記様式第1号。以下「使用許可申請書」という。）に、必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 使用許可申請書の受付期間は、使用しようとする日の初日（以下「使用開始日」という。）の6月前の応答する日（応答する日がない場合はその月の末日とする。）から使用開始日の14日前までとする。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(使用の許可等)

第4条 市長は、使用の許可をしたときは、使用許可申請書を提出したものに対し、周南市徳山駅前広場等使用許可書（兼減免可否決定通知書）（別記様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交付する。

(使用に係る基準等)

第5条 使用の許可に係る使用時間は、午前8時から午後10時までとし、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。ただし、催し等に付随して物件等を一時的に置く場合、又は市長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 市長は、協定広場区域内の使用の許可をしようとするときは、あらかじめ鉄道事業者と協議を行い決定するものとする。

3 市長は、駅前広場等を使用する機会の公平性が損なわれるおそれのあるときは、駅前広場等の使用を調整するものとする。

4 前各項に掲げるもののほか、使用の許可に係る基準、条件等は、市長が別に定める。

(附属設備使用料)

第6条 条例別表2附属設備使用料の表の規則で定める単位及び額は、別表第1のとおりとする。

(使用料等の減免)

第7条 条例第10条及び条例第17条第4項の規定による使用料又は利用料金（以下「使用料等」という。）の減額又は免除（以下「減免」という。）の基準は、別表第2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、附属設備使用料（電気コンセントの使用に限る。）は、別表第2の1の(1)及び(4)に規定する場合を除き、減免の対象としない。

3 使用料等の減免を受けようとするものは、第3条第1項の規定による使用の手続の際にその旨を申請しなければならない。

4 市長は、使用許可書を交付する際に減免の可否を当該申請者に通知するものとする。

(使用の取消し等)

第8条 使用の許可を受けたものは、使用の取消し又は変更をしようとするときは、使用開始日の前日までに周南市徳山駅前広場等使用変更（取消）申請書（別記様式第3号。以下「変更（取消）申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(許可の取消し等)

第9条 市長は、条例第8条第2項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止するときは、その旨を書面により使用の許可を受けたもの

に通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭によることができる。

(使用料の還付)

第10条 条例第11条ただし書の規定による使用料を還付する場合の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 駅前広場等の管理運営上使用ができなくなったとき。
- (2) 変更(取消)申請書が使用する日の前日までに提出され、かつ、その使用の中止又は変更に対応する理由があると認められるとき。
- (3) その他市長がやむを得ない事由があると認めるとき。

2 使用料の還付を受けようとするものは、周南市徳山駅前広場等使用料還付申請書(別記様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(損傷等の届出)

第11条 施設又は附属設備、備品等を毀損又は汚損したときは、直ちに周南市徳山駅前広場等毀損汚損届(別記様式第5号)により、市長に届け出なければならない。

(指定管理者に関する読替え)

第12条 条例第15条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第3条、第4条、第5条第1項及び第3項、第7条第4項、第8条、第9条並びに前条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、別記様式第1号から別記様式第3号までの規定中「周南市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、別記様式第5号中「周南市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、駅前広場等の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別表第1（第6条関係）

附属設備	単位	金額
電気コンセント	持込電気器具の定格消費電力の合計1 キロワットにつき1時間	30円
テント	1張につき1日	200円
折りたたみテーブル	1台につき1日	100円
ステージ	1台につき1日	200円
音響設備	1セットにつき1日	500円

別表第2（第7条関係）

使用料等の減額又は免除
<p>1 免除</p> <p>(1) 市（行政委員会、市が設置する附属機関等を含む。）が、主催又は共催する事業で使用するとき。</p> <p>(2) 市以外の官公庁又はこれに準ずる団体が主催又は共催する事業で使用するとき。</p> <p>(3) 公共交通事業者が、乗客のサービス向上又は駅前広場等の設置目的に沿って使用するとき。</p> <p>(4) 指定管理者が、物品販売等の商業利用を伴わず、駅前広場等の設置目的に沿って使用するとき。</p> <p>(5) 個人又は各種団体が、物品販売等の商業利用を伴わず、駅前広場等を公益目的で使用するとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別の事情があると認めるとき、又は指定管理者が利用料金を免除する必要があると認め、市長の承認を得たとき。</p> <p>2 50パーセント減額</p> <p>市内事業者が生産する農産物の販売等市の産業振興に寄与すると認められるとき。</p> <p>3 市長又は指定管理者が定める割合の減額</p>

市長が特別の事情があると認めるとき、又は指定管理者が特別の事情があると認め、市長の承認を得たとき。